④令和５年度十和田市移住・定住引越し支援事業

本市への移住の促進を図るため、県外から転入した方の引越し費用の一部を補助します。

１.補助金額

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助金額（上限）
転入前の住宅の家財（家具等）の移転に要した経費	若年世帯又は子育て世帯	補助対象経費の 2/3	10 万円
	上記以外の世帯	補助対象経費の 1/2	

・世帯区分の年齢の判定日は、令和５年４月１日となります。
　若年世帯　　…　申請者本人又は配偶者が 40 歳未満の世帯
　子育て世帯　…　妊婦又は 18 歳未満の子がいる世帯
・十和田市結婚新生活支援事業補助金により引越し費用に関する補助金を受けた場合は、その額を控除した額を補助対象経費とします

２.補助要件

① 令和５年４月１日以降に県外から転入した方であること
② １年以上継続して本市に居住する意思を有すること
③ 市区町村税に滞納がないこと
④ 本人又は同一の世帯に属する方の転勤等職務上の理由による転入でないこと
　※ただし、所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により転入し、転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合を除きます
⑤ 二親等以内の親族が経営する事業所への就業の理由による転入でないこと
⑥ 本人又は同一の世帯に属する方の通学等の理由による転入でないこと
⑦ 十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと

３.注意事項

・**補助金を申請する前に、政策財政課にご相談ください**
・予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定します
・申請者又は同一の世帯員が、就業先から引越し経費の助成を受けている場合は対象外となります
・偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときや要件を満たさなくなった場合などは、補助金の交付の取り消しや補助金の返還を命じる場合があります

【お問い合わせ】
十和田市　企画財政部　政策財政課　TEL：0176-51-6712

交付要綱や提出書類はホームページに掲載していますので、あわせてご確認ください